

カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センターたより

秋号
25年9月
No.72

カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センター事務局

〒604-8006 京都市中京区河原町三条上ル 河原町カトリック会館

発行人／奥村 豊

TEL 075-223-3340 FAX 075-223-3371

E-mail: bukatu@kyoto.catholic.jp

Home Page <http://www.kyoto.catholic.jp/bukatu/>

ともに喜び、ともに泣く

ウェイン・バーント

(那覇教区司教・部落差別人権委員会委員長)

この度、部落差別人権委員会の委員長に着任したウェイン・バーントです。聖霊の導きと皆様の助けをかりて、主イエスの道を共に歩みたいと希望しております。最近の世界的な潮流として、社会的なリーダーによるあからさまな分断や差別発言が横行し、憎悪表現や排除扇動の行動に走る市民も増加しているように見受けられます。こうした行為は、その対象者を傷つけるばかりか、更なる負の連鎖を生み、社会を混乱と恐怖に陥れ、人間関係の崩壊とあらゆるものに破壊をもたらす戦乱を招くものです。それは、最終的にではなく、その始まりから私たち自身を破滅へと導く悪そのものです。しかし、なぜ私たちはこのような悪に誘われるのでしょうか。なぜ、明確に悪いと知りつつもこれと決別できないのでしょうか。思うに、そこには人間の根源的な弱さや矛盾が深く関係しているからなのでしょう。弱く小さな私たち人間は、一致や協力によって大きな力を手に入れ、地球上のあらゆるものに対して優位に立ち、コントロールしてきました。それゆえに人類はこの手法を是認し、これを無意識、無自覚にあらゆる場面で、あらゆるものに対して用いるようになったのでしょう。ところが、神の前に同等の立場にある人間同士が、この同じ原理で相手に対して優位に立とうとするならば、人間同士の分断と排除を以って仲間を増やし、一致と結束を得ることとなるのです。こうした矛盾、すなわち「一致」のために「分断」を「結束」のために「排除」を使うという、相反する行為によって自分と他者の立場をコントロールする循環的な過ちに陥るのです。その最も根深いところに潜む原因が、創造主拒絶による被造存在としての不安定、いのちの源を失った命への不安感、いのちの欠如である死への恐怖なのでしょう。ですから、**分断や排除、憎悪や差別は誰もが抱える原罪の発露**であり、誰しもがこの問題に向き合わなければならない課題とも言えるでしょう。この根源的な課題に取り組まなければ、誰しもが差別する側に立つのと同じ確率で、これらの悪事の対象とされ、被差別や被憎悪に苦しむことになるでしょう。

では、この全人類の抱えるこの根深い課題にどのように対処すればよいのでしょうか。イエス様は「善きサマリア人の譬え」をもって「行って、あなたも同じようにしなさい。」(ルカ 10:25-37)と諭し、良心の声に素直に従い、隣人の痛みを感じ取って、相手の立場に立って行動することを求めました。それは、『心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くしてあなたの神である主を愛しなさい、また、隣人を自分のよ

うに愛しなさい』ということであり、同時に「わたしが今日あなたに命じるこの戒めは難しすぎるものでもなく、遠く及ばぬものでもない。—中略— 御言葉はあなたのごく近くにあり、あなたの口と心にあるのだから、それを行うことができる。」(申命 30:10-14) ことなのです。

私の住む沖縄には、「ちむぐるさん(肝が苦しい)」とか「ちむやむん(肝が痛む)」という表現があります。これは、自分の痛みや病苦を表わす時ではなく、**他者の痛々しい状態に対する自分の靈魂の痛みを表現**する場合に用いられます。単なる同情ではなく、他者の痛みを自分の痛みとし、それを共有している霊的な姿を示している言葉だと思えます。「**喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。**」(ローマ 12:15) との聖パウロの勧めに従い、共感による気づきと相手の立場に立つ選択を繰り返すことによって、人間性の奥深くに根差す分断、差別、憎悪、排除からの解放を目指しましょう。

「主が私を遣わされたのは、捕らわれ人に解放を、目の見えない人に視力の回復を告げ、圧迫されている人を自由にし、主の恵みの年を告げるためである。」(ルカ 4:18 b-19) との主イエスからの招きに応えて。

あなたに伝えたい、わたしの「狭山事件」

鳥井 新平
(日本基督教団近江平安教会牧師・
日本基督教団京都教区部落解放センター主事)

1 滋賀同宗連での研修会

2月27日に滋賀県で部落解放に関わる講演をした。主催は滋賀同宗連だった。テーマは「宗教者と差別：これまでとこれから」という壮大なもの。キリスト教の教会関係は数名の参加であと90名ほどは各宗派のお坊さんだった。この講演を引き受けるにあたり、私は20代の友人二人の言葉を念頭において話を準備した。二人の言葉は同和教育・人権学習に関する苦言だった。「いつ聞いても同じ話。聞き飽きた」「正解が決まっていて、それにあわせて取り組みも評価される。興味がもてない」。この言葉は私には大そうこたえた。しかし、若い人が部落差別の問題に関心を示さない、そのような社会状況にさせられてしまっている現状を考えた時に、大変留意すべき指摘ではないかと気を取り直した。そこで、極力オリジナルな話を、それでいて普遍性のある根源的な話を準備するように心がけた。水平社宣言が出た1922年には宮沢賢治の妹が死んでいる。最愛の妹の死に際して賢治は詩をつくるが、文学と東北の貧困に向き合って農業に力を入れた賢治は水平社宣言を読んでいたのか。部落解放の思想的潮流を感じていたのか、その作品を通して会衆に問いを發した。また、ノーベル文学賞作家の大江健三郎は、『小説の方法』(岩波書店1998年)の中で石川一雄さんが書いたとされた脅迫文を分析して、その文章の構成の仕方が決して石川さんが書いたものではないということを小説家として立証している。ならば、数多くの大江作品の故郷を舞台としたと思われる「谷間の村」の物語に被差別部落の存在は、どのように意識されていたのか。同郷の詩人で部落差別を詩に書いた江口いとの存在は知らないはずがなかったと思ってい

る。このようなまだ解のない出ていないことを講演会の中で一緒に考えてもらった。その中でも特に部落差別に起因する国家による冤罪事件・狭山事件のことは抜きにできない。狭山事件は「1963年5月1日、埼玉県狭山市で高校生中田善枝が行方不明となり、警察が身代金を要求した犯人をとり逃がし、そのあとに被害者が遺体となって発見された事件である。当初から周辺の被差別部落を中心に捜査が行われ、被差別部落在住の青年石川一雄が別件逮捕された」（黒川みどり『被差別部落に生まれて』岩波書店 2023 年）。この問題についても、これまでの繰り返しのパターンの取り組みではなく、同じ顔ぶれのいつものメンバーの取り組みではなく、新たな切り口の、心の底から新たにされた（エフェソ）動きをつくっていく必要性、新たな仲間をつくっていく必要性を感じている。2016 年 10 月 31 日に日本基督教団の職員であった丹波二三夫さんが呼びかけて「石川夫妻の幸せを願う宗教者の集い」を実行された。宗教者がそのような形で動くことをその時、石川一雄さん早智子さんはとても喜んでおられたようだ。

（写真はその時のもの）「問われているのは私たちの“信仰”であり、それ故部落解放は今日においても最も重要な宣教の課題なのである」とは丹波さんの言葉だ。

石川一雄さん亡きあと、早智子さんを支え、早智子さんに導かれて、新たな取り組みを創造していく必要性を感じている。

石川さんが歌っておられた村田英雄の「王将」の歌詞のように。あの手この手の思案を胸に～。なにがなんでも勝たねばならぬ～！！！！



2 大学での授業

私が卒業した大学で「部落差別」の講義を担当させていただいて 3 年目になる。1 回 200 名ほどの学生さんに対して、90 分間部落差別について講義する。これは私と部落にルーツをもつ障がい者の友人と二人のチームで取り組んでいる。部落の中で障がい者としての差別を受けて来た彼の話は、学生さんに生き方を考えていくうえでとても示唆に富む深いものだ。リアルな差別の話は一人ひとりの人生、生き方、ものの考え方、人とのつながり方を考えさせてくれるものだ。授業の初めに私たちはまず、訊ねる。「狭山事件を知っている人はいますか？」「部落差別を訴えた『手紙』や『チューリップのアップリケ』という歌を歌っていた岡林信康という歌手を知っている人はいますか？」この二つの問いに、「知っている」と反応をした人は、1 人もしくは皆無。この現実には愕然とする。だからこそ、気合をいれてこの国で何百年と人々の意識やしくみを支配する部落差別についてきちんと伝えたい、一緒に考えあいたいと願うのである。何も知らない大学生に狭山事件を軸に部落差別について講義する。そこで明らかになるのは、差別による貧困・教育・就労の問題。そして、市民、マスコミ、警察、司法が一体となって差別的な冤罪を生み出していくこの国の実態である。小中高と同和教育、被差別部落のことは授業でならったけれど、その学習は知識のみ表面的なことにとどまり、一人ひとりの生き方や現実社会の問題や狭山事件とは無関係に展開されていたことがよくわかった。また、自白の強要や証拠の捏造など、全く同種の冤罪事件であり、無実を獲得した袴田事件についてはほとんどの学生が知っていることを思えば、マスコミ報道における圧倒的な情報量の違いがもたらす影響も無視できない。冤

罪事件に対する意識の違いの差に愕然となる。この意識の違いが部落差別を再生産しているのではないか。

3 わたしについて～石川一雄さん・早智子さんとの出会い～

私は1957年、北海道札幌生まれ。幼児期に母の実家の徳島に預けられ、そこで世話になっていた叔父さんが工場で部落差別問題を起こし、精神に異常をきたして精神病院の閉鎖病棟に収容された。叔父さんは40年そこで入院したままで亡くなった。私は身近に部落差別の加害者を持つ中で、ライフワークとしてこの問題から離れられない人間である。差別する人間の命・共同体も崩壊することを目の当たりにし、なんとしてもこの関係性のゆがみや社会の構造や教育の質を糾したいと常々願っている。私の福音理解や宣教の課題は部落差別からの解放をめきにしては考えられない。

私がまだ信徒の時、近江平安教会は創立30周年記念に石川一雄さんを講演会にお呼びしている。私はその時、狭山事件に関してあまり詳しく知らなかったが、石川さんの話とその存在感に圧倒された。特にその時、看守夫婦の協力により、獄中で文字を獲得された闘いに小学校教師として心の震えを感じた。石川一雄という人間の中に「ほんもの」を感じた。そして、今年、私は牧師として教会の創立記念日に石川早智子さんをお呼びして講演会をしようと準備している。これまでも何度も早智子さんの柔らかな芯のある人柄に教えられてきたことか。石川一雄さんが亡くなる直前に歌われた短歌をしみじみと味わう。

私が小鳥（ウグイス） 縦横無尽にとんで行く えん罪訴え支援のお願い
石川一雄

今年は敗戦後80年という節目の年を迎える。戦争体験の風化ということが言われて久しい。同じように私は、部落差別問題の風化を恐れる。それは、ないものではなく確かにある。表立ってコソコソとする差別する行為はなくなったかにみえて、陰で堂々と差別する社会になっている。無関心と無知に乗じて、ネット社会の中で、差別は息を吹き返している。このような現実の中、複合差別を意識に入れて新たな友と平和を創り出し、差別のない社会を模索していきたい。

狭山事件の再審

冤罪は検察の犯罪である

マグダレナ三千代（イエスの小さい姉妹の友愛会）

変わりゆく 喜ぶことの この春も 血と化すほどの 冤のわが身は
（『石川一雄獄中短歌集』より）

*2025年5月23日の狭山集会に、石川一雄さんの姿はなかった…

再審の道は開かれぬまま、62年間に及ぶ検察・裁判所との闘いの生涯を生き抜いた。



- ◇1963 年 5 月 23 日：石川一雄さん、別件で逮捕され、同日に家宅捜索が行われる。
 ＊思い出すのは、新聞の一面に載ったまだどこかあどけなさすら残った石川さんの顔、そして手には手錠がかけられていた・・・
 ＊当時の新聞記事には「死体が四丁目に近い麦畑で見つかったとき、狭山の人たちは異口同音に『犯人はあの区域だ。』と断言した」（1963 年 6 月 24 日「東京新聞」）とある。
 こうして、石川さんへの犯人像の印象操作がなされて行き、マジョリティ側の無言の加担は、石川さんを犯人と断定づけていく。
- ◇1963 年 6 月 17 日：石川さん、狭山署内で保釈後直ちに再逮捕され川越署分室に移送。翌日 2 回目の家宅捜索が行われる。
 ＊狭山の現地調査に参加した際に聞いた取り調べの録音テープ、取調官が誘導する中で、「知らね～よ～、分かんね～よ」という石川さんの声が印象的だった。
- ◇1963 年 6 月 20 日：石川さん、この頃から自供を始める。
 6 月 26 日：第 3 回家宅捜索。第 1 回、第 2 回の家宅捜索では発見されなかった“被害者の万年筆”が台所の鴨居から発見される。
 ＊石川さんが単独自供をした途端の証拠の捏造としか思えないのである。
 鴨居に万年筆を置いた捜査員、置いた指が一生痛みを感じなかったですか？嘘を抱えたまま旅立たれたのでしょうか？
- ◇1963 年 7 月 9 日：石川さん、浦和地検に N さん殺しで起訴される。
 9 月 4 日：第 1 審 第 1 回公判（浦和地裁）。石川さん、起訴事実を認める。
- ◇1964 年 3 月 11 日：第 1 審、石川さんに死刑判決。翌日、東京高裁に控訴。
 9 月 10 日：第 2 審 第 1 回公判（東京高裁）。石川さん、N さん殺害を否認、無実を訴える。
- ◇1968 年 11 月 14 日：第 30 回公判にて、脅迫状の筆圧痕問題を新事実として弁護団が提出。
- ◇1971 年 5 月 29 日：「狭山差別裁判に対する公正裁判要求、石川一雄氏の即時釈放」を求める百万人署名始まる。
- ◇1974 年 10 月 31 日：第 2 審、石川さんに無期懲役の判決（「寺尾判決」）。
 石川さん・弁護団、最高裁判所へ即日上告。
- ◇1976 年 5 月 23 日：石川さん、不当逮捕 13 年に抗議して、各地で同盟休校をはじめとした闘いが行われる。
 ＊視覚障害児の施設で働いていた時「ネ～、これ買って支援して」と同僚に渡されたのは逮捕された日の石川一雄さんの写真付きのテレホンカードだった。
- ◇1977 年 8 月 9 日：最高裁（第 2 小法廷）、口頭弁論も行わずに上告棄却の決定。
 8 月 11 日：石川さん・弁護団、最高裁へ異議申し立て。
 8 月 16 日：最高裁、異議申し立てを却下（15 日付）。原判決の無期懲役が確定。
 8 月 30 日：石川さん・弁護団、東京高裁へ第 1 次再審請求を申し立て。
- ◇1980 年 2 月 7 日：東京高裁、再審請求を棄却。
- ◇1992 年 7 月 7 日：第 1 回の家宅捜査を行った D 元刑事「鴨居には万年筆はなかった」と証言。

- ◇1994 年 12 月 21 日：石川さん、仮釈放される。
- ◇1996 年 8 月 21 日：IMADR(反差別国際運動)が国連人権小委員会で狭山事件の証拠開示を訴える。
12 月 21 日：石川さん、徳島で長く狭山を支援してきた早智子さんと結婚。
- ◇1998 年 11 月 6 日：10 月 28 日から行われていたジュネーブの国際人権規約委員会において、国際人権 B 規約委員会が最終見解で「弁護団が全ての証拠にアクセスできるよう法律及び実務を改めること」を勧告。
- ◇1999 年 7 月 9 日：東京高裁、事実調べも行わずに抜き打ち的に第 2 次再審請求を棄却。
- ◇2006 年 5 月 23 日：第 3 次再審請求。
- ◇2007 年 5 月 23 日：再審を求める署名 100 万筆を超える。東京高裁に提出。
- ◇2009 年 6 月 4 日：足利事件の菅谷利和さん釈放(6 月 24 日再審開始決定)。
6 月 25 日：門野裁判長に面会。三者協議開催が決定。9 月 10 日に第 1 回三者協議。
10 月 30 日：東京高検の検察官が証拠開示に関する意見書(証拠開示の必要性はないとする意見書)を提出。
12 月 9 日：弁護団が検察官に対する反論書、指宿信・成城大学教授による「再審における証拠開示の必要性」についての鑑定意見書を提出。
16 日：第 2 回三者協議。門野裁判長が検察に 8 項目の開示勧告。
- ◇2010 年 5 月 13 日：第 3 回三者協議。東京高検が 36 点の証拠を開示。逮捕当日の石川さんの上申書、取調録音テープ、靴の捜査報告書が 47 年ぶりに開示される。
- ◇2011 年 3 月 23 日：第 6 回三者協議。犯行現場のルミノール反応検査の検察官作成の報告書など 3 通を証拠開示。
5 月 10 日：東京高裁第 4 刑事部裁判長が交代。小川正持裁判長が就任。
9 月 28 日：第 8 回三者協議。弁護団が求めた「秘密の暴露」(3 物証)に関わる証拠の開示につき裁判長が検察官に検討を促す。
- ◇2018 年 8 月 30 日：狭山事件再審弁護団は、下山進・吉備国際大学名誉教授が作成した鑑定書(下山第 2 鑑定)などの新証拠を提出。下山第 2 鑑定は、蛍光 X 線分析装置を使ってインクに含まれる元素を分析することで、証拠の万年筆が被害者のものでないことを客観的、科学的に明らかにしている。
- ◇2024 年 9 月 26 日：「袴田事件」再審無罪判決。
- ◇2025 年 2 月 5 日：狭山事件の再審を求める市民の会が署名提出。
3 月 4 日：第 64 回三者協議。

(◇は、部落解放同盟兵庫県連合会、東京都連合会「狭山事件年表」等より抜粋)

数十年の歳月が露わにした真実

狭山事件の有罪判決(「寺尾判決」(1974 年 10 月 31 日))は、被害者の万年筆が石川さんの自白通り石川さん宅から発見されたとして、これを「秘密の暴露」(犯人しか知らない事実が自白によって判明した)と認定し、自白が真実であり、石川さんが犯人であ

ることを示す決定的証拠だとして下された判決である。弁護団は、事件当時の科警研によるインク鑑定を精査し、証拠品の万年筆（発見万年筆）には被害者が使っていたインクが入っていなかったことを指摘し（下山鑑定）、2016年8月に提出。同年10月に、事件当時、万年筆で書いたとされる数字が添付された調書は証拠開示された。検察はクロムが検出されなかったのは、被害者が万年筆を洗った事によるかもしれないなどと反論したが、市民グループは100本の万年筆を集め、洗ってもクロムは検出されることを実証した。数十年という歳月をかけ、科学により、石川さんご本人と、石川さんの無実を信じる人々の思いが実り、発見万年筆が捏造であったことを示したといえる。

狭山事件は部落差別による冤罪である！

石川一雄さんは哀しくなるほど警察を信じていた。「10年で出してやるから…」という甘言、そして遂に嘘の自白を導き出すための罠…「実は、お兄さんがやったんだ！」…『お兄ちゃんは家の大黒柱だから、お兄ちゃんが捕まったら家族が困る』…に掛かって嘘の自白をしてしまった。いつ頃からだったろうか、石川さんは集会で「もう、退官されたんだから、話してもいいだろう…」とある事を分かち合うようになった。刑が確定して、面会ができるようになり、お兄さんの六蔵さんが面会に来た時のことである。

“「えっ！お兄ちゃんがやったんじゃないのか！」と思わず言葉が出た一雄さんに対して、「俺がやるわけねえだろう！」と六蔵さん”

“こっぴどく怒られてね～”

ところが、この言葉^{言葉}を真摯に聴き取った人がいたのである。その人は、石川さんに「字を習って、中から自分の無罪を訴えろ！」と、思いがけない言葉で石川さんの人生を転換させていく。

“字を習うっていうのはね～毎日、毎日根気のいることで、いやになることもあってね～。

そんな時は、叱るように励ましてくれたんですよ”。

物心両面で石川さんを支えてくださった。

日本の拘置所の中で起こった…言わば奇跡ともいえる…。当事者に会うこともなく、事実調べをすることもなく、調書裁判で死刑の判決まで出した裁判官がいる一方で、毎日の生活の中で服役する人と直に接する刑務官は、冤罪に対する鋭利な感性を持っていた。そして奇跡と思えることが発信されていくことになる。石川さんが訴えたのは冤罪というだけではなく、部落差別に苦悩する人たちにも呼びかけた「部落であることを隠すな！」。お連れ合いになった早智子さんは「部落であることを隠すな！」という呼びかけに生き方を変えられて、狭山冤罪の支援に取り組むことになる。

“巖ちゃんはね～コンクリートの壁を拳で力いっぱい殴ってね～悔しかったんだよね～”

「映画「獄友」にもなった冤罪事件の被害者の仲間たちとの交流、そして出会い。再審無罪となった袴田巖さんとは「巖ちゃん」^{いわ}、「一ちゃん」^{かず}と呼び合っていたという。

“「弁護士なんて信じられなくてね、面会を拒否していたんだけど、竹内景助さん（※）がね、弁護士は手伝ってくれる人だからね、会った方がいいよって教えてくれてね。”と、同じく無罪を訴え獄中で死去した竹内さんのことも、石川さんは語っている。

※竹内景助さん・・・「三鷹事件」、再審請求中の1967年に獄死無罪を主張し再審請求をするが、1967年獄中で死去。家族により2回目の再審請求を申し立てが行われたが、2019年に東京高裁（後藤真理子裁判長）は再審開始を認めない決定。2024年、3回目の再審請求を申し立てている。

（参考：石川逸子著『三鷹事件無実の死刑囚 竹内景助の詩と無念』）

第4次再審請求へ

石川一雄さんが、2025年3月に亡くなられたことで、第3次再審の審理が終了した。石川早智子さんは、4月8日午後、弁護士事務局長の竹下政行弁護士、高橋俊彦弁護士と共に東京高裁内で記者会見をおこない、「何としても夫の無念を晴らしたい」「亡くなった今もかかっている見えない手錠を外したい」と訴えた。弁護士団は、第3次再審請求で提出した新証拠を改めて第4次再審請求の新証拠として提出し、鑑定人の証人尋問を求める。



狭山に出会って、生き方を変えられた多くの人は、決して歩みを止めることはしない！
石川一雄さんの無念を受け継いで、早智子さんを支えて第4次再審請求の取り組みを継続していく。

シリーズ：聖書（いのちのことば）を生きる

ルカ 10:25～37 善きサマリア人のたとえ

長崎 壮（クラレチアン宣教会）

“善きサマリア人のたとえ”は、四つの福音書の中でルカ福音のみが伝えるたとえですが、イエスがこのたとえを語り始めたきっかけは、イエスとの論争の中で引っ込みがつかなくなった律法の専門家が「私の隣人とは誰ですか？」とイエスに質問をぶつけたことから始まり、私たちに“隣人愛の対象”ということを深く考えさせるものです。多くの聖書の小見出しに、“善きサマリア人”と見出しがついていますから、読む側はどうしても、この小見出しに引っ張られますが、祭司やレビ人が悪くてサマリア人が良いという勧善懲悪的な話でもなければ、私たちも「困った人にであつたら、このサマリア人のような行動をとみましょう」という道徳的な話でもありません。

まずこの話には、祭司やレビ人といった登場人物が出てきますが、祭司は文字通りユダヤ教の祭司職を務め、レビ人は祭司を補佐する立場にありました。彼らは瀕死の怪我人が倒れているのを見ると反対側の道を通り過ぎていきますが、彼らがそのような行動をとった理由についてイエスは何も語りません。ただ、祭司やレビには「血や死体に触れてはいけない」という律法の職務上の規定があるので、祭司もレビ人も瀕死の怪我人を見ても助けたくても助けられない十分な理由・言い訳があったわけです。サマリア人についても簡単に触れておきますと、サマリア人はもともと祭司やレビ、律法学者と同じく「イスラエルの神の民」だったのですが、イスラエルがアッシリア帝国の侵入によって南北に分裂(BC922)した後、サマリア地方のあった北イスラエル王国はアッシリアの占領下となり、血縁的にも宗教的にも異民族と交じり合っていました。そのためもはや南王国のユダヤ人からは異邦人(神の救いの対象外)扱いされるようになっていました。イスラエルの民とサマリア人の民族的な壁のことを考えると、たとえに出てくるサマリア人にしても瀕死の怪我人を前に見て見ぬふりをして通り過ぎる十分な理由があったはずです。イエスは、このサマリア人の行動について、“善い”とは明言していませんが、それでもこのサマリア人が、隣人愛の模範のように語られている点は、瀕死の旅人を見た時「憐れに思っ」て」近寄り手厚く介抱したことにあります。この「憐れに思う」と日本語に訳されたギリシア語の本来の意味は、目の前の人の苦しみを見たときに、「自分のはらわたが揺さぶられる」ようで、いても立ってもいられないという深い共感を表す言葉であり、旅人を助けたサマリア人にとっては、たとえ民族的、宗教的に対立している相手であっても、何かせずにいられない隣人でした。一方、当時のユダヤ人たちは、申命記の「隣人を愛せよ」という律法のことばの対象は神との契約を生きるユダヤ人同胞だけに限定されたものとして教えられ、考えていました。

私たちが、このたとえを読むときに気をつけたいのは、サマリア人でも人によっては瀕死の怪我人を見て反対側の道に行く可能性もあれば、祭司やレビ人でも「自分のはらわたが揺さぶられる」ような感覚を覚え、何らかの手を打つ人もいたであろうということです。最近日本では、マスメディアの影響で外国人の犯罪も増加傾向にあるかのように見えます。しかし、特定の国の人々を十把ひとからげにして排斥する動きには注意が必要です。

長引く不況や家計の逼迫、様々な社会不安は政府が率先して解決する問題であり、国民のやり場のない怒りを移民移住者に向けることでガス抜きをするというのは成熟した国家の姿ではなく、日本を、百年前の関東大震災の混乱の中で、「朝鮮」の人々に対するデマが広がり、デマを信じた官憲や自警団によって多くの人々が犠牲となられたという悲劇の時に戻すことになりかねません。



▲読売こども新聞7月24日より
(読売なのが意外ですね……)

#110 "特権"なんてあるの?



▲投票日前日の参政党のマイク納めに集まった人々(毎日新聞)



#111 参院選まとめ



▲NHKニュースより



2021. Aug. 2

今日の部落問題のありようと社会

日 時：2025 年 7 月 21 日（月・海の日）

場 所：サクラファミリア（カトリックセンター）

講 師：黒川みどりさん

参加者：33 名

「解放」を阻むもの—

黒川みどり「今日の部落問題のありようと社会」講演会報告

住田 一郎（解放同盟大阪府連住吉支部員）

「事件」の概要を述べる。昨年 7 月 31 日、黒川みどり静岡大名誉教授は福岡県久留米市での「第 45 回久留米市人権・同和教育夏期講座」に講師として招かれた。午前は小学校と中学校教師を対象に、午後は高校教師を対象にして行われる予定であった。ところが、黒川さんが事前に提示していた講演資料スライド（参加者に各学校管理職を通じメール添付資料として送付されていた）に対し、「当日は持参しないように」との指示が、市教委から参加予定者になされた。その事実を黒川さんは午前中の講演終了後、参加者から教えられて初めて知った。市教委に、なぜ持参してはいけないのか問いただしたものの、納得のいく応答はなく、黒川さんは午後の講演を拒否する判断をした。8 月 9 日、黒川さんは東京で、久留米市の担当課長・部長と面談し、資料の持参を止めるに至った経緯の説明があったという。その際挙げられた理由は以下の 3 点であった。1 つは、資料に「賤称語」（担当課長・部長の言葉）が使われており、教員が会場に資料を置き忘れたり、「お年寄り」（同じく担当課長・部長の言葉）が来て、資料を目にしたりすることによって、新たな差別事件が発生することへの危惧を避けるためであったとのこと。その背景には 2023 年、2024 年に「穢多・非人」の語を使った誹謗中傷が起きたことがあり、説明に当たった課長は「（その事件があって）敏感になりすぎた」と語った、という。2 つめは、狭山事件をとりあげることは市の教育方針と合致しないこと。つまり、最高裁で判決が出ている以上、それに反する見解は表明できないという判断をしたとのことだ。3 つめに「新平民」「穢多」という「賤称語」が説明の中で出てくると、それに付随して、地名「兵庫県高木村」「世良田村」「現山鹿市」などの、「部落地名」が出てくることである。

その後、市教委が挙げる「理由」に対し、黒川さんは対話を求め、担当課長・部長に対し、丁寧な歴史的、論理的な説明を行ったが、この話し合いの内容はなかったかのように扱われ、双方の合意に向かう対話の場は失われ、現在弁護士による対応となっている。以上のような経過である。

今回、黒川さんがこの自らの体験を「今日の部落問題のありよう」として問題提起し、その中で市教委の挙げた 3 点についてきちんと反論を行っている。1 点目については、資料の取り扱いを参加者に確認すればよいことであり、あまりに過剰な市教委の対応である。そもそも「賤称語」を使わずして「部落問題」を語れるはずがない。2 点目についても、「袴田冤罪事件」の経過を見れば明らかのように、冤罪と気づいた者が声を挙げたからこそ、真実が明らかになったのであり、「司法が決めたから、そのまま

従え、疑うな」というのはおよそ教育に携わる者の態度ではないだろう。「冤罪」であると「訴える権利」は法によって保障されている。また、黒川さんに対し、「狭山事件」が「冤罪」の疑いが濃いものであることを話すなというのは、学者としての言論を封殺する行為である。

市教委の挙げた3点の理由はいずれも到底納得のいくものではない。その上で、今回なぜ久留米市教育委員会はこのような対応を行ったのかを考える必要があるだろう。

というのは、同和対策事業特別措置法（以下「特措法」）後の部落問題をどう扱っていくのかについて、久留米市教委にとどまらず、各地での状況と重なるからである。

たとえば、福岡県北九州市では、2016年の「部落差別解消法」に沿って、市による現状把握を目的とした部落児童生徒調査が中止になった。「全国地域人権運動総連合（旧全国部落解放運動連合会）」からの中止要請があったからである。その理由は「調査によって、部落問題はすでに解消しているにもかかわらず、部落民と知らない子どもたちに、部落民であると暴くことになる」ということだった。「人権運動総連合」がいうのは、まさに「寝た子を起こすな」の理屈であって、この考えの先に差別を克服する途がないことは、すでに自明のものだ。差別の事実を隠すことは、差別解消につながらない、ということ、これまでの人権獲得の運動と教育、また実践において越えてきたのではなかったか。にもかかわらず、北九州市、久留米市教委の対応は、「問題がある」という指摘があれば、それに対し誠実に「応答」するのではなく、「問題」にならない前に「ないことにする」という「事なかれ」と「保身」の態度だ。



「部落」の明示に対し、部落解放同盟は鳥取ループの代表者宮部に対する、「部落地名総鑑」等の公刊差し止め裁判で勝訴した。部落の地名や氏名を暴くことがプライバシーの侵害にあたると裁判によって認められた意義のある判決であったが、一方で、一部の人々に、あたかも部落の地名や部落の人びとの氏名を公表することすべてが違法とされたように受け止められた。久留米市の場合も、黒川さんの資料では、部落地名そのものを明記しているのではなく、所在市町村名を記しているだけにもかかわらず、一切の明示は駄目だと過剰に反応してしまっている。

久留米市教育委員会、北九州市の対応の背景に、部落差別の「不可視化」がある。33年に及ぶ「特措法」による部落での生活全般におよぶ改善策の実施によって、ほぼ部落差別は解消していると考えられる人々にとって、部落はもはや「ない」ものだ。他方に、部落であること、部落民であることを明示することを避けることで、やはり、「部落」は「不可視化」される。黒川教授が学生たちにとってのアンケートによれば、部落問題の不当性は認めながら、自身の結婚に係ると50%を超える回答者が、相手が部落出身者なら「逡巡する」と答えている、という。様々な理由があるだろう。社会的不正義に、個々の人間として向き合うことより、周囲の「雰囲気」にあわせていくことに敏感で、「傷つかない、傷つけない」ことをよしとする傾向もその一因かもしれない。しかし、学生たちにかぎらず、私たちの社会において、そもそも「部落」が見えない、そのことが、

部落がいまだ「タブー」とされていることにつながっているのではないだろうか。「可視化」されていないから逆に、なにか分からないけれど「触れてはならないもの」と、ますます深く沈殿しているのではないか。

全国水平社宣言は「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」と高らかに謳い挙げた。明治の後半、備作平民会を組織した三好伊平次からの援助要請に、中江兆民の愛弟子前田三遊は「諸君が穢多であることを隠さず、名乗りつづけて活動するならば、援助を惜しまない」と返事をした。前田三遊は以後、6本の穢多による自主的運動の意味と激励文を雑誌に投稿した。部落民による部落解放への運動・営みはカミングアウトから出発したのだ。部落差別問題の「不可視化」状況を「可視化する」ことによってしか、部落差別問題の解決はない。

久留米市では、今回の「事件」の前に、「部落問題」をテーマに授業をしていた小学校教師に対し、授業ノートを回収させたという出来事があった。「たまたま」廊下を歩いていた教頭が問題視し、回収したノートから、「賤称語」を消しゴムで消したのだそう。児童から見えないように部落の「不可視化」を目指して、逆に「部落は触れてはいけないもの」という確かなメッセージを送ってしまった。

求められているのは、弱い立場におかれている存在に目を向け、おかしいと声を上げ、誰かと共に克服の途を歩んでいくことができる主体を育てていくことだ。それは、時に自分かも知れない、時に目の前にいる誰かも知れない。そしてそれは、差別や偏見を受けている存在を「可視化」することによってしかなされない。

黒川さんの問題提起をうけて

大藪 岳史（河原町教会）

新潟県新発田市をカトリック部落差別人権委員会の合宿でたずねて、隣保館館長の長谷川さんにお話をうかがった際に、将来は隣保館にデイサービスの役割をもたせたいと仰っていた。あるいは戦前期の部落や地域の様子をうかがいたく立ち寄った奈良市内の隣保館職員さんも同様の希望を話されていた。ともに10年程も前のわたしの記憶だが、折につけ、思い出しながら現在のわたしは京都市内の高齢者デイサービスに勤務させていただいている。

黒川みどりさんは一昨年に狭山事件につき梅田教会で報告された。わたしもその会に参加し、警察や検察の威信や組織防衛の関心を通じ国家的に冤罪がつくられてゆくことに再度思い至させられた。また、石川さんの亡くなられた現在にこそゆるがせにできない正義・不正義の問題として、再審に取り組みされる人びとのあるのに敬服の思いを抑えられない。

わたしは 1969 年生まれで、大学で部落問題研究会に属し、卒業論文テーマに部落問題・差別を定めて、以来 30 年ほども時々勉強会などに参加させていただいてきた。父親が 1940 年、母親が 1933 年、石川さんが 1939 年生まれ。わたしは幼少のころに時折に親戚や両親が部落について雑談するのを聞いた。店先の戸板にホルモンや種々の肉が並んだ情景や、「犬とり」と呼ばれた人びとが野犬を捕獲する様子、あるいは親戚子弟らの結婚を考える相手がそれら家々の出身ではないかとの詮索を交えて話合っていた。小中学校では、部落出身の先生にも教わり、同和教育を受け、のちに長野県の解放運動家の中山英一さんや近代史研究者の青木孝寿さんに教えを仰いだ。その後、30 年近く前になるが、わたしの勤めた部落問題研究所にて、黒川さんの研究報告される席に参加した。近代日本社会にて、特殊視される「部落」・「部落民」がつくりあげられる過程を辿り、被差別部落の人びとの日本社会あるいは「国民」への「同化」や「異化」の様相を丹念に叙述された。以後、日本近代史における部落差別問題をめぐる研究を牽引してこられている。

あらためて、先日の梅田教会では、黒川さんが最近に直面された「久留米問題」についてお話をうかがった。2024 年 7 月 31 日、久留米市教育委員会が主催した「人権・同和教育夏期講座」のことである。黒川さんが講師を務めた際に、「狭山事件」など部落問題の歴史を扱った講演資料を事前に準備・配布された。ところが当日、資料の講演への持参が突然、無断で禁止された。理由として教育委員会は、「賤称語や地名が含まれているため紛失や差別の懸念がある」、「(有罪判決が確定している) 狭山事件に言及しているから」だと説明したという。

わたしには、正直にいつて事件の深刻さがわかりにくかった。生活や出会ってゆく人びとを介して日々部落問題と関わっていても、聴き手のわたしに鈍感さがあり、現代の学校行政や教育をめぐる事情にも疎いのであろう。わかりにくいのは、人権・同和教育に携わる教職員の催しなのに、このような事件がなぜ起こったか？である。

この理由には、「組織が差別事件を起こしたことにならぬよう」にとの教育委員会の組織防衛の意図があった。また、そもそも今日には「差別のリスクを極力回避するために部落問題を語ることを避けること」が社会に蔓延しているのだと、黒川さんは指摘する。部落差別につき話し合う途を回避し、問題を隠蔽しようとする試みだと受けとめられよう。「同和教育」の実践者は相当に矛盾を抱えており、それだけに、こうした問題提起を真剣に受け止めるならば、悩みも深いことに思い至った。部落差別や歴史の抑圧された側面をどのように私たちや教育現場に伝えるかという問題意識をもって黒川さんは語ってくださったと思う。そして、久留米市の出来事は、黒川さんの提起によって、隠蔽とならず学びの機会として私をはじめ多くの人びとで共有することができた。

今日の部落問題のありようと社会 ―見えなくされる問題に光を当てる―

古林 朋子（高野教会）

2025年7月21日、黒川みどりさん（静岡大学名誉教授）を講師に迎え、「今日の部落問題のありようと社会」と題する学習会が開催されました。講演は、黒川さん自身が当事者となった「久留米事件」を軸に、現代の教育現場で部落問題がいかに扱われているか、その根深い課題を浮き彫りにするものでした。

何が起きたのか ― 久留米事件の経緯

久留米事件とは、2024年7月31日に福岡県久留米市教育委員会（市教委）が市の教員を対象として人権・同和教育の夏期講座でのできごとです。約1600名が参加したこの研修で、市教委は黒川さんが作成した資料を、参加者に持参しないよう指示し、しかもそのことを黒川さんには隠していました。研修途中で受講者の資料が手元にないことに気づいた黒川さんは、事態を把握した後、午後の講演を打ち切りました。

この後、市教委の対応は、うんざりするような展開を見せます

当初、市教委は資料中にあった島崎藤村『破戒』からの差別語（「穢多」などの賤称語）の引用や、水平社運動史に関わる市町村名（世良田村など）の記載を問題視したと説明しましたが、その後「連絡ミスであった」との一点張りに主張を変えました。最終的に市教委は、以後の対応を顧問弁護士に一任し、問題の本質に関する議論から退く姿勢を示しています。

背景にある「隠す」姿勢

さらに根深いのは、研修に先立ち、人権・同和教育の場であるにもかかわらず、狭山事件を、また部落問題を表に出すまいとした市当局の、うんざりするような動きです。事前に共有された黒川さんの研修資料から、狭山事件への言及を知った市当局の担当者は、人を介して、研修において狭山事件に触れないよう依頼してきたといいます。黒川さんがこの依頼を退けたところ、こんどは研修前日に市教委担当者から接触があり、市議会で、狭山事件が問題視されたことがある等話し、「これは情報提供です」「あとはご自身で判断を」と言ってきたとのことでした。

さらに研修当日、担当者は黒川さんを宿泊のホテルまで出迎え、会場までの車に同乗し、会場受付を通さず控室へ直接案内したとのこと。資料の配布を禁止していることを隠す意図があったと黒川さんはみえています。

市は公式的には現在も、狭山事件は有罪判決が確定しており、中立性を求められる地方公共団体として、これを冤罪であると述べることができない、との姿勢を崩していません。

いっぽうで、この市教委担当者は、後の協議の席の雑談において、狭山への現地調査への経験を話し、石川さん（狭山事件元被告）へのシンパシーを見せたとのこと。黒川さんは、この担当者の、自身の言動の矛盾に気づかない無邪気さに辟易したといいます。

「嘘をつくな」 ― 私たちが向き合うべきこと

黒川さんが最も強く訴えたのは、「まず、嘘をつくな」という一点です。事実を歪め、議論の前提をすり替える不誠実な態度は、人権教育に携わる機関としてあってはならないと厳しく指摘されました。

久留米事件は、部落問題を「リスク」とみなし、腫れ物に触るように扱うことで、問題そのものを不可視化・無化してしまう現代社会の傾向を象徴しています。差別解消のために歴史を学ぶのではなく、差別語や特定の地名、事件への言及自体を回避すれば、行き着く先は「部落問題を語らない」という選択です。それは、私たちが目を背けがちな「差別が存在する」という実態から逃避し、歴史をないことにしてしまう行為に他なりません。

実際、久留米市では、この語、2025 年 3 月には、人権学習において児童がノートに書き留めた蔑称語を教師が消しゴムで消してしまうという事件も発生しています。

さて、私もまた、不都合な真実から目を背けてはいないか、リスクを回避する行動をとっていないか、シンパシーだけで人権問題を語っていないか。改めて自分を省みています。差別の現実をありのままに認識し、そこから議論を始める誠実さを持ちたい、「真理はあなたたちを自由にする」(ヨハネによる福音書 8:32) 事実を直視することこそが、私たちを偏見や無関心から解放し、真の和解へと導く第一歩となることをいつも覚えたいと願います。

講演後、会場は活発な質疑応答に包まれました。「あなたがたは、以前には暗闇でしたが、今は主に結ばれて、光となっています。光の子として歩みなさい」(エフェソの信徒への手紙 5:8) という聖句が心に浮かびました。私たちは、不正に対して沈黙するのではなく、誠実さをもって向き合い、対話を続ける共同体でありたい。問題を覆い隠すのではなく、むしろ光の中に持ち出す勇気が今、問われていることを確信させられるものでした。

きつとまたやる

奥村 豊

(カトリック大阪高松教会管区
部落差別人権活動センター)

「彼らはイエスのところに来ると、レギオンに取りつかれていた人が服を着、正気になって座っているのを見て、恐ろしくなった。成り行きを見ていた人たちは、悪霊に取りつかれていた人の身に起こったことと豚のことを人々に語った。そこで、人々はイエスにその地方から出て行ってもらいたいと言い出した。」(マルコ 5:15-17)

この話、悪霊に取りつかれていた人の癒し物語になっているのだが、固有の特徴の一つは、取りついていたのがレギオンで、その意味が「大勢」というところ。結局レギオンはイエスに願い、餌をあさっていた 2 千匹の豚に入る。豚は湖になだれ込み死んでしまう。

ーさてレギオンはこの後どうなったでしょうか？ー

と高3の生徒たちに問うたことがある。

豚が死んだのだから、一緒に死んだ。回心して天国に行った。地獄に堕ちた。など様々な答えがあって感心した。その中で「レギオンは豚から出て人々の中に入った」というのがあった。わたしもそう思う。特に誘導したわけではない。誘導したとしたら伝え方に失敗したことになる。こう答えたのは70人中1人だけだったのだから。

ここで、わざわざ「名はレギオン」と霊に言わしめている物語の展開に意味が与えられるだろう。汚れた霊の汚れの部分は**大勢**ということであり、この**大勢**がイエスを追い出した。つまりイエスは墓場に追いやられていた人から**レギオン（大勢）**を追い出し、**レギオン（大勢）**は結局**大勢**の人に取りつき、仕返しするかのようにイエスをその地方から追い出す、という攻防が繰り返されたのだ。

大勢というのは熱狂や高揚感を生じさせ人を虜にする。人の命がささげられていく戦争は、崇高な思想・信条や冷徹な思考に支えられた指導者によって進められるのではなく、**アノニマスな大勢**が、異論を差しはさむ**マイノリティ**を墓場に閉じ込め続けることによって継続可能になる。**マイノリティ**の解放によって、隠されていた**レギオン**の正体が暴かれる。**レギオン**は特定の「誰か」ではないところが厄介だ。特定の誰かではなく、**大勢**が一致して正義を振りかざし排除、粛清、弾圧、迫害・・・が生じる。挙国一致、大政翼賛会、国民優生法、国家総動員法、これらによる全体主義の体制をマス・メディアが全力でバックアップする。**レギオン**が再生産され、自由を志向して離脱しようとする者が「非国民」と命名される。

これらは80年前までのことで、戦後は日本国憲法も成立し、三権分立、平和主義、基本的人権の尊重、個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれているのだから、かつてのようなことは起こらない・・・だろうか。いや、全てにおいてそれはまだ実現していない。どちらかという**と崩壊の兆しが見える**。なぜなら、2020年からの感染症パンニックを経験したからだ。あの騒ぎを扇動していた指導者たちは確かにいた。それは間違いない。しかし恐ろしいと感じたのは、**アノニマスなレギオン**のあからさまな出現だった。集会の規制、県境をまたいでの移動規制、飲食店への規制（営業時間、アクリルのパーテーションの設置）、他県ナンバーの自動車への損壊行為、マスク強制、最後には治験が終了していなかった特例承認のmRNAワクチン奨励（職場によっては半強制的）など、それらは多く政策に基づくものであったけれども、その実現を大いに可能にしたのは**アノニマスなレギオン**だったのではなかろうか。人権の尊重や個人の尊厳もへったくれもなかった。悪魔に魂を売った為政者ならこう考えるだろう。「戦時体制は容易に実現できる。**レギオン**にまかせればうまくいく」と。主体的に考えることを放棄して権威者や専門家のいうことに忠実に従っていく癖にどこかで気づき修正していかない限りは、わたしたちは**アノニマスなレギオン**に絡めとられるに違いない。戦争だって、**きっとまたやる！**に違いない。

日常は「人権」に溢れている ～音楽の教科書から①～

深堀 安希子（和歌山紀北教会）

生活の中で触れる身近なものから「人権」を考えます。

本稿では、小・中学校の音楽の教科書に登場し、多くの子どもたち（大人たちにも！）よく知られた歌から、奴隷貿易・奴隷制やアメリカ南北戦争（1861～65年）に関わる作品について、取り上げてみたいと思います。

みなさんは、次のような歌をご存知ではないでしょうか・・・？

- ♪「主人は冷たい土の中に」／S. フォスター
- ♪「Michael, Row the Boat Ashore（こげよマイケル）」／黒人霊歌
- ♪「Swing Low, Sweet Chariot（やさしく揺れる馬車）」／黒人霊歌
- ♪「オーラ・リー」／G. R. ポールトン
- ♪「アメイジング・グレイス」／作曲者不詳

これらの歌は、いずれも日本の小・中学校の教科書(音楽)に掲載されたことのあるものですが、歌の背景には奴隷制度・奴隷貿易やアメリカ南北戦争があります。例えば、「主人は冷たい土の中に」は、19世紀アメリカの作曲家であるスティーブン・フォスターが作曲したもので、プランテーション農園の雇い主である老主人が亡くなり、「黒人」たちが優しかった主人を偲んで嘆くという内容です。「Michael, Row the Boat Ashore（こげよマイケル）」は黒人霊歌で、17世紀以降のヨーロッパ諸国のアメリカへの入植により、労働力として連行されたアフリカの人々が、過酷な境遇からの救いを願い、「大天使ミカエルよ、舟をこいでヨルダン川の向こう岸に連れて行ってほしい」と歌っています。

S. フォスターについて

フォスター（1826～1864年）は、ピッツバーグ近郊のアメリカ移民の家庭に生まれました。北アイルランドに入植したスコットランド人の曾祖父の家系を引き、父親は船に乗り物資を運ぶ仕事をしたのち土地の売り買いや投資業をし、母親はプランテーション農園主の娘でしたが、一家は徐々に財産を失っていったそうです。フォスターは、移民である自らの家族をはじめ、移民労働者、アフリカ系の奴隷の人々など、様々な国にルーツをもつ人々の音楽を日常的に耳にしていました。家族による手ほどきと独学で音楽を学び、約200曲の歌曲を発表しました。晩年は行きづまり、貧困のうちに37歳で亡くなります。フォスターは、ミンストレル・ショー（「白人」が顔を黒く塗って「黒人」の真似をする）のための音楽も数多く書き、それによって生計を立てました。「おおスザンナ」「オールド・ブラック・ジョー」「草競馬」「スワニー河」などの歌曲もその一部です。どこか懐かしさのあるこれらの歌の旋律は、多くの人々に受け入れられましたが、一方で、ミンストレル・ショー自体は、現在では差別的であるとされています。

“ぜんぜんわからん『主人は冷たい土の中に』”(タナカ・ユーマ)

フォスターの『主人は冷たい土の中に』は、私が中学生だった頃(90年代後半)に、音楽の授業で勉強した記憶があります。が、その時に「なんか変だな～」と思ったことがいくつかありました。そのモヤモヤの内容は……

①歌詞からするに、使用人にこんなに慕われるなんて、主人はよほどの人格者だったんだろうか？嫌な雇用主が死んでザマアミロとか、これからの生活を心配する歌じゃないので不思議だ。②フォスターは「白人」で、しかも貧しい暮らしをしていたから必ずしも黒人奴隷が身近な存在ではなかったのではないか。それなのに、黒人奴隷たちにシンパシーを感じるような内容の曲を沢山書いたのはなぜなんだろうか。

③教科書に載ってるからには、何かしら奴隷制度に対して問題提起をしている曲なのか？それにしては牧歌的な内容過ぎないか？というもの。そして、そのまま社会人になり、中学校で臨時の音楽の先生をすることになった時に教科書を開くと、まだ『主人は冷たい土の中に』が載っている。私が中学生だった時から10年以上経っているのに……。音楽的にそんなに重要な表現があるわけでもないのに……と、当時も驚いたものです。上記の③で書いたように、そんなに大事な曲なのか？と言うのが正直なところ。日本の教育現場でどのように受容されてきた曲なのか、というのも興味深いところです。とは言え、素朴な、少しもの悲しいこの曲にあれこれ突っ込んで仕方がないか……と思って些細なモヤモヤを長年放置してきました。深堀さんの調査で私の疑問はついに解消されるのか……？これからの連載を楽しみにしています。(て言うか、現代の教科書にも載ってるんだなあ。ほんと、ビックリですよ……)

S. フォスターの教科書受容について

フォスターの歌曲は、明治時代の日本の教科書にも掲載されています。戦前、戦中に敵国の音楽として教科書から削除された一時期をのぞき、現在にいたるまで歌唱教材として親しまれてきました。歴代の教科書には、フォスターと同時代に活躍したアメリカの作曲家 W. ヘイスや J. オードウェイの作品も載っていますが、いずれも子どもたちにとって歌いやすく親しみやすい旋律だったのでしょう。日本語による歌詞は、(特に初期の教科書では)歌詞の意味が違うこともしばしばです。『明治唱歌 第2集』(1890年)に掲載された「Old Folks at Home」(故郷の人々)は、邦題で「あはれの少女」とされ、「吹き捲く風ハかほを裂き みるゝ雪ハ地にみちぬ あはれすあしのをとめ子よ別れし母をよばふらん」(1番/作歌 大和田建樹)となっています。

「黒人霊歌」に関するフツした”ひっかかり”

次に、黒人霊歌について、今回、取り上げたきっかけとなる“ひっかかり”を述べておきたいと思います。

まず一つ目の“ひっかかり”は、表記の問題です。私が中学生だった頃(90年代後半)の教科書では、黒人霊歌は「黒人霊歌」と表記され、「アメリカの黒人たちが、神への信仰や祈りを込めて歌ってきた歌……」というような解説がついていました。約10年後、教育実習に行った頃の教科書では、「スピリチュアル(霊歌)」と記載され、解説はありませんでした。更に、近年の教科書では「スピリチュアル」のみとなっています。いつごろから「黒人霊歌」を「霊歌」、そして「スピリチュアル」と表記するようにな

ったのかは、はっきりとは分かりませんが、教科書以外の音楽史関係書籍では、「ニグロ・スピリチュアル」や「奴隷の歌」などと表記されていることもあります。教科書では何らかの配慮がなされ、「スピリチュアル」表記となったのでしょうか。しかし、「スピリチュアル」では、その言葉から想像で出来る背景事情などが限られて（あるいは広がりすぎて？）しまうのではないかな？ということに“ひっかかり”ました。

二つ目は、歌詞の内容です。冒頭で紹介した「Swing Low, Sweet Chariot（やさしく揺れる馬車）」は、戦後の教科書には幾度も登場します。「黒人霊歌」として紹介されますが、先住民インディアンの子ヨクトー族が歌っていたものが採譜された曲ともいわれています。その内容は、旧約聖書に登場する預言者エリヤが天国からの迎えである炎の洗車に乗ってヨルダン川を渡る物語にちなんだもので、奴隷からの解放と自由へのあこがれを歌っています。「……coming for to carry me home：私を家（天国）へ運ぶためにやって来る」という歌詞には、死後救済へ祈りが込められているようにも感じられます。とはいえ、アフリカから強制的にアメリカに連れてこられた多くの人々（あるいは居住地から強制的に移住させられた先住民）にとっては、キリスト教は雇い主から押し付けられたものだったかもしれません。それでもなお、自分たちの置かれた境遇と聖書の内容を重ね、自分たちの文化を融合させた歌（霊歌）とした……というところに、何とも言えない複雑さを感じ、関心を持ちました。そして、そもそも教科書には、どのような黒人霊歌が紹介されてきたのだろうか？ということも気になり、今回取り上げてみることにしました。（次号に続く）

<参考文献> ウェルズ恵子「アメリカ黒人霊歌ーフィスク・ジュビリー・シンガーズの成立と歌ー」、櫻井雅人「黒人霊歌とその起源論争」、宮下和子「日本人の知らないスティーブン・フォスター」、『M. O. D 中学音楽』教育出版、『中学校の音楽』教育芸術社、『新中学校音楽』音楽之友社、『中学の音楽』大日本雄弁会講談社、『中学校音楽』学校図書他、HP:立命館大学アート・リサーチセンター「American Folksong Preservation Project」、HP:国立教育政策研究所教育図書館「近代教科書デジタルアーカイブ」、HP:早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」、HP:「世界の民謡・童謡 worldfolksong.com」

シンポジウム

周縁に追いやられた人々

主の慈しみ

主は言われる

「今こそ、心から私に立ち歸れ 断食し、泣き悲しんで。
衣を裂くのではなく お前たちの心を引き裂け」

ヨエル書 2 章

日時：2025 年 9 月 23 日（月・秋分の日）13 時 30 分～17 時

場所：サクラファミリア 3F 大聖堂 大阪市北区豊崎 3-12-8



講師：岡 真理(おか まり)さん

早稲田大学文学学術院教授。専門は現代アラブ文学、パレスチナ問題。《パレスチナ》を現代世界に生きる人間の普遍的思想課題として研究する。著書に『ガザとは何か』（大和書房）、『ガザに地下鉄が走る日』、『アラブ、祈りとしての文学』（以上みすず書房）ほか。



講師：中村一成(なかむら・いるそん)さん

ジャーナリスト。1969 年、大阪府寝屋川市生まれ。

毎日新聞記者を経て 2011 年からフリー。

在日朝鮮人や移住者、難民を取り巻く問題や、死刑が主なテーマ。

中東で パレスチナ難民との出会いも重ねている。

近著に、『今日に抗う』（三一書房）。他に『ウトロ ここで生き、ここで死ぬ』

『ルポ 思想としての朝鮮籍』『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件』

など。

長年にわたりパレスチナ問題について研究をしてこられた岡真理さんに、シオニズムやナクバの日といったパレスチナ問題を、基本的な知識やその歴史的背景を踏まえてお話しいただき、ガザ侵攻、そして現在の状況について学び、考えたいと思います。

また新聞記者を経て、2011 年からフリーで活動されている中村一成さんに「ヘイトとの闘いが拓いてきた展望の数々、それらの闘争が過去最悪を更新しつづける『いま』の中で取り組まれ、煌めきを放ってきたことが少しでも伝わればと思う。（『今日に抗う』より）」と書かれているように、倫理の底が抜けた社会をより良い社会にするためには何をすればいいのか、共に考え、学びたいと思います。

主催：カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センター

お問合せ・お申込み：カトリック大阪高松教会管区部落差別人権活動センター

☎075-223-3340（月・火・木 10 時～17 時）

mail: :bukatu@kyoto.catholic.jp